

表 1b. 京阪神およびその周辺地域における後期高齢者の移動パターン

転出元 (Origin)	転入先 (Destination)						転出計
	大阪	京都	兵庫	滋賀	奈良	その他	
大阪	-	1,190	3,981	531	1,961	7,179	14,842
京都	1,503	-	620	943	390	1,836	5,292
兵庫	3,157	442	-	200	296	4,463	8,558
滋賀	334	458	128	-	56	822	1,798
奈良	1,586	350	351	61	-	1,019	3,367
その他	6,793	1,733	4,195	890	1,274	-	14,885
転入計	13,373	4,173	9,275	2,625	3,977	15,319	48,742

出所：平成 22 年国勢調査

これら都道府県別の後期高齢者の移動パターンに加えて、本稿では、転入者（「5 年前の常住地」が他の都道府県）群と非転入者群について、世帯類型別でみた属性分布に関する比較を行った。表 2 に示されるとおり、「75 歳～84 歳」および「85 歳以上」のいずれにおいても、転入者群で施設等に入居する人の割合が顕著に高いことが示された。「転入者」のうち、老人ホームを含む「社会施設」に入居する人の割合は、75 歳～84 歳の 16%から 85 歳以上では 32%と倍増しているが、その割合の増加は、「非転入者」群においてより顕著であり、「75 歳～84 歳」の約 4%から、「85 歳以上」では 16%とあっている。また、一般世帯に居住する人のうち単独世帯の割合は、75～84 歳においては「非転入者群」（18%）が「転入者群」（22%）よりも若干低くなっているが、その関係は 85 歳以上において逆転している。

表 2. 後期高齢者における転入者（県間移動者）と非転入者の世帯類型別分布の比較

総数* *	75 歳～84 歳		85 歳以上	
	転入者 *	非転入者	転入者*	非転入者
	116, 119	9, 866, 120	66, 265	3, 593, 684
一般世帯	79. 9%	95. 0%	62. 1%	80. 0%
親族のみの世帯	57. 4%	76. 3%	50. 3%	62. 7%
非親族を含む世帯	1. 0%	0. 4%	0. 6%	0. 4%
単独世帯	21. 5%	18. 3%	11. 2%	16. 9%
施設等の世帯	20. 1%	5. 0%	37. 9%	20. 0%
病院・療養所	3. 8%	1. 3%	5. 5%	3. 7%
社会施設	15. 7%	3. 7%	32. 2%	16. 3%
その他	0. 6%	0. 0%	0. 1%	0. 0%

注：* 「転入者」とは「5 年前の常住地」が現住県ではない人。 ** 「世帯の家族類型」不詳を除く。

出所：平成 22 年国勢調査

「転入者群」における施設入居者割合を都道府県別にみると、都道府県間の格差は「75 歳～84 歳」（標準偏差：0.70）から「85 歳以上」（標準偏差：0.10）へと拡大傾向を示したが、「後期高齢者の純移動率」と「転入者の施設入居率」の間には明確な関連が認められな

かった（各都道府県の転入者および非転入者別の世帯類型別分布は付表②を参照）。具体的には、本稿において後期高齢者の高い純移動率が確認された大都市圏では、埼玉県や神奈川県、奈良県において全国平均よりも高い割合が確認されたが、千葉県や滋賀県では「75歳～84歳」および「85歳以上」のいずれにおいても、「転入者群」の施設入居者割合の全国平均を大幅に下回った。

D. 考察

進学や就職、結婚といったライフイベントが集中し、人生において最も移動性向が高い若年期とは対照的に、日本国内においても高齢期における移動率は低く、とりわけ75歳以上の後期高齢期の都道府県間の移動率については、過去20年間で低下傾向にある。しかしながら、都道府県別の移動率を比較した場合、とりわけ大都市圏およびその周辺の都道府県において、後期高齢者の純移動率に関して顕著な差があることが確認された。この格差が最も先鋭的にみられるのは首都圏の1都3県であり、東京都における後期高齢者の転出超過率は全国でも群を抜いて高い一方で、その周辺の3県では、後期高齢者人口1,000人当たり10人（10‰）を超える高い純移動率が確認された。また、後期高齢者人口を「75歳～84歳」および「85歳以上」に分類して検討したところ、高齢期になるほど大都市圏における純移動率の格差が拡大することが確認された。ここに示された後期高齢期における純移動率の格差は、とりわけ大都市圏における高齢者向け施設の充足状況や、介護サービスをはじめとする高齢者向け福祉サービスの地域間需給のアンバランスを反映したものであると考えられる。世帯類型による転出者と非転入者との比較からは、施設入居率が「転入者」群において顕著に高いことが確認され、「介護移住」の受け入れをめぐる地域間格差の指標の一つとなると期待されるが、都道府県間比較からは、純移動率の格差との明確な関連が認められなかった。

E. 結論

本稿において確認された後期高齢者の移動をめぐる都道府県間格差、とりわけ大都市圏の中心部とその周辺部における純移動率の対照的な動向は、高齢者ケアをめぐる需給ギャップの地域間格差の解消をはじめ、地域包括ケアシステムが目指す「住み慣れた町で老いる社会」（西村 2013）の構築にとっての基本的な課題を提起するものであると言える。とくに、高齢化率の顕著な伸びが予想されている大都市圏においては、介護サービスをはじめとする高齢者向け福祉サービスの整備に伴う財政負担に関する自治体間の「不公平」を検証するうえでも、高齢者の居住地移動の動向を把握することは、基本的な課題の一つと言える。本稿における都道府県レベルの分析からは、「後期高齢者の純移動率」と「後期高齢転入者の施設入居率」とのあいだに明確な関連は確認されなかったが、いわゆる「介護移住」の実態および地域間格差の把握には、今後、都道府県内移動を含む市区町村間移動に関する地域の類型化および詳細な分析の必要性が示唆された。

【引用文献】

- Coffe and Geys (2006) “Community Heterogeneity: A Burden for the Creation of Social Capital?”. *Social Science Quarterly* 87(5), pp. 1053-1072.
- 平井誠 (2007) 「1990 年代後半における高齢者の都道府県間移動の特性」『人間科学研究年報』(神奈川県人間科学部) 第 1 巻, pp.117-134.
- Kawase, A., Nakazawa, K. (2009) “Long-term Care Insurance Facilities and Interregional Migration of the Elderly in Japan”. *Economics Bulletin* 29 (4), pp.2981-2995.
- 国立社会保障 2007・人口問題研究所 (2013) 『2011 年社会保障・人口問題基本調査 第 7 回人口移動調査報告書』(調査報告資料第 31 号).
- 西村周三 (2013) 「地域包括ケア—国際的視角から」西村周三監修 国立社会保障・人口問題研究所 編『地域包括ケアシステム: 「住み慣れた地域で老いる」社会をめざして』慶應義塾大学出版会, 1-5
- 大友篤 編 (1996) 『日本の人口移動: 戦後における人口の地域分布変動と地域間移動』大蔵省印刷局.
- 斉藤民・李賢情・甲斐一郎 (2006) 「高齢転居者に対する社会的孤立予防プログラムの実施とその評価の試み」『日本公衆衛生誌』第 53 巻第 5 号, pp.338-346.
- 清水昌人 (2009) 「単独世帯および夫婦のみの世帯に居住する高齢者の人口移動と世帯変動」『人口問題研究』65 (4), 48-62.
- 高橋眞一 (2012) 「最近の 60 歳以上人口移動の地域的特徴」『統計』(日本統計協会) 2012 年 6 月号, pp.29-34.

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

なし

H. 知的所有権の出願・登録状況

なし

付表①

都道府県別後期高齢者の転入数・転出数・純移動数および純移動率：2005年～2010年

	後期高齢者				75歳～84歳				85歳以上			
	転入数	転出数	純移動数	純移動率*	転入数	転出数	純移動数	純移動率*	転入数	転出数	純移動数	純移動率*
北海道	2,710	3,928	-1,218	-1.860	1,929	2,643	-714	-1.487	781	1,285	-504	-2.886
青森県	855	1,318	-463	-2.599	597	890	-293	-2.188	258	428	-170	-3.848
岩手県	901	1,521	-620	-3.248	630	951	-321	-2.287	271	570	-299	-5.920
宮城県	2,416	1,949	467	1.792	1,588	1,253	335	1.745	828	696	132	1.922
秋田県	582	1,390	-808	-4.651	421	892	-471	-3.669	161	498	-337	-7.432
山形県	665	1,201	-536	-2.990	447	726	-279	-2.164	218	475	-257	-5.104
福島県	1,663	2,140	-477	-1.769	1,138	1,273	-135	-0.691	525	867	-342	-4.602
茨城県	6,084	2,922	3,162	10.187	3,761	1,944	1,817	8.096	2,323	978	1,345	15.646
栃木県	2,473	2,162	311	1.467	1,665	1,349	316	2.052	808	813	-5	-0.086
群馬県	2,593	1,836	757	3.286	1,645	1,090	555	3.354	948	746	202	3.113
埼玉県	17,623	9,407	8,216	14.614	10,667	6,443	4,224	9.889	6,956	2,964	3,992	29.554
千葉県	15,565	8,591	6,974	13.150	9,718	5,820	3,898	9.776	5,847	2,771	3,076	23.367
東京都	21,195	37,058	-15,863	-14.289	14,443	22,928	-8,485	-10.172	6,752	14,130	-7,378	-26.732
神奈川県	21,672	13,368	8,304	11.074	13,276	9,231	4,045	7.165	8,396	4,137	4,259	22.976
新潟県	1,337	2,346	-1,009	-3.044	902	1,401	-499	-2.124	435	945	-510	-5.282
富山県	622	970	-348	-2.384	432	601	-169	-1.634	190	369	-179	-4.210
石川県	944	838	106	0.777	618	547	71	0.737	326	291	35	0.874
福井県	552	803	-251	-2.356	386	478	-92	-1.217	166	325	-159	-5.137
山梨県	1,333	1,197	136	1.251	878	687	191	2.518	455	510	-55	-1.673
長野県	2,244	2,142	102	0.339	1,531	1,273	258	1.225	713	869	-156	-1.724
岐阜県	1,966	2,455	-489	-2.030	1,219	1,540	-321	-1.824	747	915	-168	-2.589
静岡県	4,899	3,996	903	2.128	3,236	2,753	483	1.563	1,663	1,243	420	3.641
愛知県	6,515	5,457	1,058	1.671	3,955	3,729	226	0.474	2,560	1,728	832	5.310
三重県	2,203	2,618	-415	-1.912	1,422	1,578	-156	-0.977	781	1,040	-259	-4.522
滋賀県	2,625	1,798	827	6.039	1,657	1,146	511	5.139	968	652	316	8.427
京都府	4,173	5,292	-1,119	-4.096	2,717	3,127	-410	-2.053	1,456	2,165	-709	-9.650
大阪府	13,373	14,842	-1,469	-1.869	7,999	10,073	-2,074	-3.475	5,374	4,769	605	3.195
兵庫県	9,275	8,558	717	1.236	5,887	5,481	406	0.947	3,388	3,077	311	2.055
奈良県	3,977	3,367	610	4.043	2,407	2,164	243	2.209	1,570	1,203	367	8.975
和歌山県	1,267	1,791	-524	-3.829	812	1,123	-311	-3.151	455	668	-213	-5.581
鳥取県	737	691	46	0.550	418	401	17	0.292	319	290	29	1.147
島根県	611	1,584	-973	-8.292	415	825	-410	-5.038	196	759	-563	-15.656
岡山県	2,026	2,436	-410	-1.661	1,268	1,413	-145	-0.824	758	1,023	-265	-3.736
広島県	2,931	3,025	-94	-0.287	1,757	1,843	-86	-0.371	1,174	1,182	-8	-0.084
山口県	1,555	2,665	-1,110	-5.331	987	1,611	-624	-4.207	568	1,054	-486	-8.111
徳島県	995	865	130	1.164	627	506	121	1.503	368	359	9	0.289
香川県	1,023	1,180	-157	-1.184	679	694	-15	-0.159	344	486	-142	-3.687
愛媛県	1,017	1,987	-970	-4.937	705	1,156	-451	-3.214	312	831	-519	-9.247
高知県	596	921	-325	-2.807	396	508	-112	-1.375	200	413	-213	-6.205
福岡県	6,452	6,408	44	0.082	4,047	4,063	-16	-0.041	2,405	2,345	60	0.405
佐賀県	1,560	1,466	94	0.841	912	879	33	0.418	648	587	61	1.855
長崎県	1,377	2,547	-1,170	-5.942	954	1,578	-624	-4.448	423	969	-546	-9.645
熊本県	1,919	2,467	-548	-2.200	1,287	1,468	-181	-1.030	632	999	-367	-5.005
大分県	1,421	1,980	-559	-3.334	951	1,158	-207	-1.726	470	822	-352	-7.377
宮崎県	1,287	1,474	-187	-1.209	866	912	-46	-0.414	421	562	-141	-3.241
鹿児島県	1,855	3,069	-1,214	-4.860	1,312	1,713	-401	-2.277	543	1,356	-813	-11.037
沖縄県	720	358	362	3.150	555	257	298	3.634	165	101	64	1.945

* 純移動率は期末人口1,000人対(単位：‰)

出所：平成22年国勢調査

付表②

都道府県別転入者および転出者の施設入居率：2010年

	後期高齢者		75歳～84歳		85歳以上	
	転入者*	非転入者	転入者*	非転入者	転入者*	非転入者
北海道	17.2%	12.3%	13.8%	7.0%	25.4%	27.0%
青森県	30.9%	10.8%	25.8%	6.5%	42.6%	23.8%
岩手県	24.0%	8.7%	19.7%	5.1%	33.9%	18.8%
宮城県	19.8%	7.7%	15.2%	4.5%	28.6%	16.6%
秋田県	22.2%	10.1%	16.6%	6.0%	36.6%	21.6%
山形県	23.9%	8.8%	19.2%	5.1%	33.5%	18.3%
福島県	24.8%	8.0%	19.1%	4.8%	37.1%	16.6%
茨城県	35.6%	7.9%	28.2%	4.4%	47.6%	17.1%
栃木県	27.6%	7.2%	22.4%	4.1%	38.2%	15.5%
群馬県	38.9%	9.1%	31.9%	5.1%	50.9%	19.4%
埼玉県	32.8%	7.3%	25.2%	4.0%	44.6%	18.0%
千葉県	24.4%	7.6%	18.4%	4.2%	34.4%	18.1%
東京都	17.3%	5.9%	12.6%	3.3%	27.5%	14.0%
神奈川県	33.1%	7.6%	23.9%	4.3%	47.5%	18.0%
新潟県	23.5%	9.5%	20.8%	5.2%	29.0%	19.8%
富山県	23.8%	11.0%	18.1%	6.0%	36.8%	23.2%
石川県	26.6%	12.3%	22.2%	6.8%	35.0%	25.6%
福井県	34.6%	10.6%	27.5%	5.8%	51.2%	22.4%
山梨県	31.4%	7.8%	24.4%	4.2%	45.1%	15.9%
長野県	16.5%	7.2%	11.7%	4.0%	26.9%	14.8%
岐阜県	24.7%	7.6%	19.6%	4.3%	32.9%	16.7%
静岡県	25.8%	8.3%	19.4%	4.8%	38.4%	17.9%
愛知県	24.4%	7.9%	18.5%	4.5%	33.5%	18.2%
三重県	22.9%	8.5%	17.2%	4.8%	33.3%	19.0%
滋賀県	17.8%	6.6%	12.6%	3.7%	26.7%	14.6%
京都府	16.5%	7.5%	12.4%	3.9%	24.2%	17.2%
大阪府	25.0%	8.3%	18.8%	4.5%	34.2%	20.2%
兵庫県	22.7%	8.3%	17.4%	4.5%	31.9%	18.9%
奈良県	29.0%	8.1%	21.6%	4.3%	40.3%	18.5%
和歌山県	26.0%	8.9%	22.5%	4.9%	32.1%	19.2%
鳥取県	41.4%	9.8%	29.9%	5.4%	56.4%	20.2%
島根県	24.2%	9.7%	16.6%	5.2%	40.3%	19.8%
岡山県	27.8%	11.1%	22.2%	6.2%	37.2%	23.4%
広島県	31.4%	9.8%	25.4%	5.3%	40.5%	20.8%
山口県	30.5%	11.6%	23.6%	6.4%	42.4%	24.6%
徳島県	49.2%	12.4%	40.8%	7.1%	63.6%	26.1%
香川県	28.2%	11.0%	23.0%	6.1%	38.4%	23.0%
愛媛県	21.2%	10.2%	17.4%	5.8%	29.8%	21.0%
高知県	19.6%	11.7%	16.4%	6.5%	26.0%	24.0%
福岡県	28.8%	11.9%	22.4%	6.8%	39.7%	25.5%
佐賀県	56.4%	12.0%	47.8%	6.8%	68.5%	24.7%
長崎県	29.3%	13.1%	24.0%	7.3%	41.4%	27.4%
熊本県	29.1%	11.3%	22.8%	6.1%	42.1%	23.7%
大分県	28.1%	11.7%	22.0%	6.6%	40.4%	24.4%
宮崎県	24.6%	11.7%	19.1%	6.5%	35.9%	25.1%
鹿児島県	20.6%	12.4%	14.3%	6.9%	35.9%	25.5%
沖縄県	11.3%	11.1%	9.5%	5.9%	17.0%	24.0%

* 「転入者」は5年前の常住地が現住県と異なる人。

出所：平成22年国勢調査

厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

「都市と地方における地域包括ケア提供体制の在り方に関する総合的研究」

平成 25 年度分担研究報告書

福島県における現住人口把握のための試案
－「学校基本調査」による小中生徒数を用いた検討－

研究分担者 鎌田健司（国立社会保障・人口問題研究所 研究員）

【概要】

本稿は、東日本大震災ならびに福島原発事故によって多くの被害が発生し、避難者や転出者が多く生じている福島県の現住人口を把握するための試案を示すことを目的とする。原発事故による避難者について、総務省は「原発避難者特例法」により 3 市 7 町 3 村（いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、楳尾村、飯館村）について、住民基本台帳を異動せずとも避難先のサービスを受けることができる特例を定めていることから、現住人口と住民基本台帳人口には少なからず差が生じていることが考えられる。本稿では現住人口の把握として、学校基本調査を用いた検証を行う。特に本年度は原発事故により母子の避難が多く生じていることから、その影響が大きいとされる年少人口の内、小学生・中学生の動向に焦点をあてる。

「住民基本台帳人口」と「学校基本調査」の比較には住民基本台帳人口の 5-14 歳人口と「学校基本調査」の満 6-15 歳人口の比較によってその差を検討した。

顕著な差がみられるのが相双地区であり、東日本大震災の影響を最も受けた沿岸地域ならびに原発近隣市町村の人口減少の程度は「住民基本台帳人口」で示されるものよりも大きいものであることが示されている。

今回の検証においては小学校・中学校のみを対象としており、「現住人口」総数を示す資料としては不十分である。先行研究で示されている通り、今回の福島県における原発事故の影響は母子避難等、特定の年齢層の避難を生じさせていることもあり、これをもって全体を推定することは不可能であるが、今回の検討において、全体的に小学生の減少が顕著であること、住民基本台帳人口との差は相双地区に集中的に生じており、その他の地域ではさほど差がみられないことが分かった。

A. 目的

本稿は、東日本大震災ならびに福島原発事故によって多くの被害が発生し、避難者や転出者が多く生じている福島県の現住人口を把握するための試案を示すことを目的とする。原発事故による避難者について、総務省は「原発避難者特例法」^{注1)}により 3 市 7 町 3 村（いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、楳尾村、飯館村）について、住民基本台帳を異動せずとも避難先のサービスを受けることができる特例を定めていることから（総務省 2011）、現住人口と住民基本台帳人口には少なからず差が生じていることが考えられる。

住民基本台帳人口は、各市町村が住民票をもとに住民個人を世帯単位で管理している公簿であり、住民を対象とした行政サービスを受ける際の根拠資料となる。住民基本台帳人口は「登録人口」であり、住民票を異動させない限り、その市町村の住民であるとして人口が算出される。

一方 5 年毎に行われる悉皆調査である国勢調査は 1950 年以降、「常任地主義」をとって

おり、「当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に『常住している者』とみなし」（総務省統計局）した「常住人口」の把握を行っている。また国勢調査では常任地主義による常住人口の他に対して、現住地主義による人口もあり、1947年の終戦直後は混乱期にあることからこの現住地主義による調査が行われた。ただし、現住人口という言葉は、ある時点でどの場所に居住しているかを示す人口ということで常住人口と同様に扱われる場合もあるが、厳密には、明治時代の戸籍法の成立によって、戸籍のある住所地を現住地とするという登録人口の一種という意味で用いられ、1952年に住民基本台帳制度が開始されてからは用いられていない人口の種類といえる。

本稿では、東日本大震災や原発事故による混乱状況によって避難者が生じており、それによって正確な人口を把握することが困難であるということから、あえて厳密な定義によらない使い方としての括弧付きの「現住人口」という用語を用いることによって、ある時点にある地域（市町村）にどの規模の人口があるかについて把握する試案を提示したい。

B. 方法

本稿では現住人口の把握として、「学校基本調査」^{注2)}を用いた検証を行う。特に本年度は原発事故により母子の避難が多く生じていることから、その影響が大きいとされる年少人口の内、小学生・中学生の動向に焦点をあてる。

福島県が公表している学校基本調査報告書をもとに（福島県 2011-2013）、福島県下の市町村の義務教育期間である小学生・中学生の生徒数を毎年5月1日現在の「現住人口」であるとし、2010年から2013年までの推移をみていきたい。同時に、厳密な比較は困難であるが、住民基本台帳人口（こちらは毎年3月31日現在人口）の5歳階級人口の動向をみることによって、その差について考察を加えたい。

C. 結果

1. 東日本大震災以後の人口動向

東日本大震災以後の人口の動向について詳細に分析したものに小池（2013）がある。小池（2013）は「住民基本台帳人口移動報告」や「住民基本台帳の基づく人口」等のデータを用いて、震災前後の岩手県・宮城県・福島県の3県の県別並びに市区町村別の人口移動の傾向をまとめており、1）県別の人口移動については、震災直後3県ともに大きな変化がみられたが、その後、岩手県、宮城県、福島県の順で震災前の状況に戻りつつあること。2）福島県の転出超過は最も大きかったが2013年上半年は震災前の水準に戻っている。3）宮城県では2012年に13年ぶりの転入超過が生じている。4）沿岸部から内陸部への移動が増加。5）福島県の浜通りは原発事故の影響により20代～40代女性と子どもの転出超過がみられ、会津では転入超過となっている。6）仙台市では20～30代男性の転入超過が観察され、復興需要の影響があること等を示している。

2. 住民基本台帳人口による人口動向

福島県市町村別「住民基本台帳人口」（福島県 2010-2013）は各年度3月31日時点の住民基本台帳に登録されている住民について、男女別5歳階級別で公表を行っている。表2-4には2010年を100とした場合の人口の指数を5歳階級別に2011年から2013年まで示している。相双地区の2011年の人口数は公表されていない。

福島県は震災以前から自然減・社会減の状況にあり（表1）、各市町村において人口は減

少傾向にある（2010年3月31日時点で平均-0.94%の人口減少）。住民基本台帳人口ベースにみた人口増減の傾向では、2012年3月31日時点で-2.18%と増加し、とりわけ浜通りと呼ばれる相双地区では富岡町（-7.58%）、浪江町（-7.32%）、南相馬市（-5.36%）と5%を超える住民の減少が生じており、そのほとんどが社会増減の減少となっている。また、福島市（-2.08%）、郡山市（-2.52%）といった中心市においても住民が減少している。2013年に入ると、会津・南会津地区において住民の減少が顕著になっている他は、住民の減少の規模は縮小している。

表2-4には市町村別、5歳階級別「住民基本台帳人口」について2010年を100としたときの指数を示している。住民基本台帳人口の2011年から2013年の変化をみると、人口減少の傾向を受け、年少人口・生産年齢人口の減少傾向がみられる市町村・年齢区分が多い。ただし、30代後半・40代前半ならびに60代前半についてはベビーブーム世代の規模の影響によって2010年時点から増加している年齢区分もあるが、全体的には減少傾向を示している。相双地区についてもおおむね同様の傾向を示している。

3. 「学校基本調査」による小学校・中学校生徒数の推移

「学校基本調査」は毎年5月1日現在の状況を調査しており、「現住人口」を示す重要な資料であるといえる。はじめに、全体の小中学校生徒数について2000年代の動向について、2010年を100としたときの指数として示したものが図1である。2000年以降、緩やかな減少傾向を示しており、2000年から2010年までは年間2-4%程度の減少傾向を示している。東日本大震災が生じた2011年5月1日時点では、小学校生徒の指数は91と9%の大幅な減少がみられる。一方、中学生生徒数の指数は96とこれまでの減少トレンドとさほど変わっていない。小学校生徒数の指数は2012年86、2013年83と2012年まで急激に減少した後、2013年には減少幅が減少している。中学校生徒数の指数の2012年93、2013年92と減少幅は変わっていない。以上のことから、小学校生徒数の減少が著しく、中学校生徒数はもともとの減少トレンドと同様の減少幅となっており、東日本大震災による影響は限定的であるといえる。

4. 住民基本台帳人口と学校基本調査における人口指数の比較

「住民基本台帳人口」と「学校基本調査」の比較を行うために、ここでは住民基本台帳人口の5-14歳人口と「学校基本調査」の満6-15歳人口の比較によってその差を検討したい。年齢階級が異なることから正確な比較ではないことに留意する必要がある。

各指数の分布ならびに指数の差を示したものが表5である。年齢階級幅が異なるため指数の差はある程度生じることは仕方がないが、やはり顕著な差がみられるのが相双地区である。2011年のデータが得られない市町村もあるが、相馬郡飯舘村では2011年の住民基本台帳人口の指数は96.3であるが、学校基本調査では73.1と23.2の開きがある。2012年のける指数の差では相馬郡飯舘村の-29.3から相馬郡浪江町の-83.0と大幅な差が観察される。この傾向は2013年も同様の差として表れており、東日本大震災の影響を最も受けた沿岸地域ならびに原発近隣市町村の人口減少の程度は「住民基本台帳人口」で示されるものよりも大きいものであることが示されている。

D. 考察およびE. 結論

本稿では、福島県における「現住人口」の把握のための試案として、「学校基本調査」を用いた検証を行った。「住民基本台帳人口」は登録人口であるため、大災害の際の一時的避難や今回の原発事故による「原発避難者特例法」のような法律があるときには、正確な人

口の把握のための資料としては不確実性を含むものとなる。そのような時に、いかに「現住人口」を把握するのは行政サービスを適切に届けるためにも重要である。

今回の検証においては小学校・中学校のみを対象としており、「現住人口」総数を示す資料としては不十分である。先行研究で示されている通り、今回の福島県における原発事故の影響は母子避難等、特定の年齢層の避難を生じさせていることもあり、これをもって全体を推定することは不可能であり、これをもって全体を推定することは不可能であるが、今回の検討において、(1) 全体的に小学生の減少が顕著であること、(2) 住民基本台帳人口との差は相双地区に集中的に生じており、その他の地域ではさほど差がみられないことが分かった。ただし、放射線量の高い市町村の学校では他の市町村の施設を使用しているところも多く、当該市町村に常住していることと一致しないこともあり、その誤差についても考慮する必要がある。

震災から3年が立ち、来年2015年は国勢調査が行われる予定となっている。福島県のみならず現時点においても仮設住宅等で避難生活を続けている人は約27万人弱いる中で、避難者の常住地と将来的に帰還する可能性も含めると、将来の人口の動向を見通すことが依然として困難な状況にあるといえる。国勢調査は「常任地主義」を採っていることから、仮設住宅等での避難生活者の扱いや市町村別の人口の定義等今後も注視していきたい。

注1 「原発避難者特例法」は2011年9月16日に告示され、上記3市7町3村を対象に、医療・福祉関係（8法律166事務：要介護認定等、介護予防等の地域支援事業、養護老人ホーム等への入所、保育所入所、予防接種、児童扶養手当、特別児童扶養手当等、乳幼児、妊産婦等への検診・保健指導、障害者（障害児）への介護給付等）と教育関係（2法律53事務：児童生徒の就学等、義務教育段階の就学援助）に関するサービスを避難先から受けることができることを定めている。サービスを受けるためには総務省が管轄している「全国避難者情報システム」への登録が必要となる。

「全国避難者情報システム」は、避難者の住所地の把握のために、市町村や県が住民の所在地等の情報把握を行うためのシステムであり（総務省2012）、上記の原発避難者特例法に係る市町村においては避難先の行政サービスを受けることができることが規定されている。

注2 「学校基本調査」は文部科学省が実施主体となり、学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を調査することを目的とし、都道府県・市町村を通じて幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、専修学校、各種学校及び市町村教育委員会を調査客体として、学校調査（学校数、学級数、教職員数、園児数、児童生徒数）、学校通信教育調査、不就学学齢児童生徒調査、学校施設調査（土地及び建物面積）、卒業後の状況調査（進学及び就職の状況、卒業者数）を調査している（文部科学省）。各調査の調査期日は毎年5月1日現在の状況を調査している。

【引用文献】

小池司朗（2013）「東日本大震災に伴う人口移動傾向の変化—岩手・宮城・福島の実地別、市区町村別分析—」国立社会保障・人口問題研究所『季刊社会保障研究』第49巻第3号, pp. 256-269.

総務省（2011）「原発避難者特例法に基づく指定市町村及び特例事務の告示等について」公表資料2011年11月15日.

総務省（2012）「避難先における情報提供の受付について（全国避難者情報システム）」公表資料2012年2月14日.

総務省統計局「平成22年国勢調査の概要」ホームページより.

福島県（2010-2013）「学校基本調査報告書」各年度版.

福島県（2010-2013）「県内各市町村住民基本台帳人口・世帯数」ホームページより.

文部科学省「学校基本調査 概要」ホームページより.

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

なし

H. 知的所有権の出願・登録状況

なし

表1 福島県市町村別人口増加率・自然増加率・社会増加率の推移（2010-2013年）

二次医療圏		2010年			2011年			2012年			2013年		
		増加率	自然増加率	社会増加率	増加率	自然増加率	社会増加率	増加率	自然増加率	社会増加率	増加率	自然増加率	社会増加率
北	福島市	-0.13	-0.10	-0.03	-0.29	-0.14	-0.14	-2.08	-0.29	-1.78	-0.32	-0.34	0.02
	二本松市	-1.12	-0.88	-0.24	-1.10	-0.47	-0.63	-2.29	-0.77	-1.52	-1.10	-0.60	-0.42
	伊達市	-0.07	-0.07	-0.10	-1.02	-0.74	-0.28	-2.04	-0.76	-1.28	-1.24	-0.80	-0.36
	本宮市	-0.09	-0.08	-0.11	-0.18	-0.17	0.00	-1.46	-0.29	-1.16	-0.37	-0.32	-0.05
	伊達郡桑折町	-0.00	-0.56	-0.54	-1.54	-0.95	-0.59	-2.33	-0.91	-1.22	-1.11	-1.03	-0.07
	伊達郡国見町	-0.02	-0.52	-0.50	-1.16	-0.64	-0.52	-1.24	-0.30	-0.94	-1.50	-0.70	-0.74
	伊達郡川俣町	-1.54	-0.79	-0.75	-1.23	-0.90	-0.33	-2.59	-1.22	-1.37	-1.61	-1.12	-0.47
	安達郡大玉村	-0.22	-0.53	0.10	1.25	-0.04	1.29	-0.70	-0.29	-0.42	-0.91	-0.54	-0.33
中	郡山市	-0.09	0.09	-0.18	-0.15	0.05	-0.19	-2.52	-0.06	-2.46	-0.12	-0.17	0.05
	須賀川市	-0.03	0.14	0.11	-0.55	-0.27	-0.29	-1.34	-0.33	-1.01	-0.33	-0.30	-0.01
	田村市	-1.00	-0.54	-0.46	-1.20	-0.71	-0.49	-1.72	-0.80	-0.91	-0.90	-0.70	-0.17
	岩瀬郡鏡石町	0.19	-0.10	0.29	-0.02	-0.12	0.11	-0.65	-0.12	-0.53	-0.52	-0.22	-0.30
	岩瀬郡天栄村	-1.50	-0.79	-0.71	-0.74	-0.71	-0.03	-2.30	-0.82	-1.48	-0.60	-0.70	0.03
	石川郡石川町	-1.67	-0.88	-1.28	-1.58	-0.67	-0.91	-1.31	-0.48	-0.83	-1.55	-0.60	-0.60
	石川郡玉川村	-1.72	-0.86	-1.26	-0.99	-0.50	-0.49	-1.44	-0.49	-0.95	-0.48	-0.47	0.29
	石川郡平田村	-2.16	-0.80	-1.36	-1.00	-0.66	-1.04	-0.89	-0.32	-0.67	-1.12	-0.48	-0.60
	石川郡浅川町	-1.18	-0.51	-0.66	-1.27	-0.63	-0.64	-1.28	-0.45	-0.82	0.06	-0.30	0.44
	石川郡古殿町	-1.52	-0.64	-0.89	-1.27	-0.65	-0.62	-1.75	-0.91	-0.83	-1.52	-1.12	-0.41
南	田村郡三春町	-0.86	-0.53	-0.33	-1.22	-0.52	-0.70	-1.48	-0.69	-0.79	-1.62	-0.47	-0.20
	田村郡小野町	-1.63	-0.46	-1.17	-1.52	-0.83	-0.69	-2.12	-0.81	-1.31	-1.17	-0.58	-0.58
	白河市	-0.65	-0.08	-0.57	-0.42	-0.12	-0.30	-1.45	-0.24	-1.22	-0.27	-0.20	0.02
	西白河郡西郷村	0.29	0.06	0.23	-0.04	-0.14	0.10	-0.47	-0.09	-0.37	1.35	-0.05	1.91
	西白河郡泉崎村	0.06	-0.14	0.20	-1.10	-0.62	-0.48	-1.23	-0.60	-0.63	0.15	-0.52	0.66
	西白河郡中島村	-0.47	-0.43	-0.04	-0.75	0.21	-0.96	-1.08	-0.11	-0.96	-0.60	-0.17	-0.52
	西白河郡矢吹町	-0.21	-0.11	-0.10	-0.24	-0.27	0.03	-1.07	-0.43	-0.65	-0.24	-0.30	0.06
	東白川郡棚倉町	-0.82	-0.17	-0.65	-1.06	-0.23	-0.83	-1.55	-0.47	-0.68	-0.24	-0.45	-0.48
東白川郡矢祭町	-0.81	-0.66	-0.15	-1.39	-0.98	-0.41	-1.66	-0.87	-0.79	-1.45	-1.34	-0.11	
会津・南	東白川郡瑞町	-1.45	-0.89	-0.56	-1.39	-0.76	-0.63	-1.72	-0.50	-0.93	-0.70	-1.03	0.31
	東白川郡鮫川村	-1.04	-0.59	-0.45	-1.17	-0.61	-0.56	-1.74	-0.58	-1.16	-2.05	-1.22	-1.24
	会津若松市	-0.76	-0.27	-0.49	-0.63	-0.22	-0.41	-0.67	-0.22	-0.25	-0.38	-0.58	0.16
	喜多方市	-1.11	-0.78	-0.33	-0.98	-0.76	-0.22	-1.20	-0.92	-0.28	-1.10	-0.97	-0.15
	耶麻郡北塩原村	-0.81	-0.24	-0.57	-1.30	-1.06	-0.24	-1.53	-0.49	-1.04	-2.10	-1.33	-0.76
	耶麻郡西会津町	-2.22	-1.54	-0.68	-2.22	-1.31	-0.92	-2.03	-1.53	-0.49	-2.13	-1.42	-0.70
	耶麻郡磐梯町	1.01	-0.47	1.48	-0.70	-0.46	-0.23	-0.86	-0.10	-0.75	-1.20	-1.25	-0.05
	耶麻郡猪苗代町	-1.37	-0.70	-0.67	-1.27	-0.95	-0.32	-1.01	-0.78	-0.22	-1.30	-0.96	-0.01
	河沼郡会津坂下町	-0.97	-0.57	-0.40	-1.20	-0.76	-0.44	-1.21	-0.87	-0.34	-0.77	-0.89	0.12
	河沼郡湯川村	-0.66	-0.30	-0.06	-1.20	-0.48	-0.73	-2.02	-0.80	-1.22	-1.15	-1.20	0.06
会津	河沼郡柳津町	-1.23	-1.23	-0.40	-1.39	-1.11	-0.28	-3.15	-1.56	-1.89	-1.82	-1.30	-0.44
	大沼郡三島町	-2.46	-1.37	-1.09	-2.72	-1.55	-1.17	-3.49	-2.15	-1.75	-1.91	-2.07	0.26
	大沼郡金山町	-1.88	-2.39	0.60	-1.61	-2.11	0.50	-3.32	-2.65	-0.66	-2.91	-2.08	-0.83
	大沼郡昭和村	-1.99	-1.68	-0.31	-1.26	-1.00	0.24	-1.48	-1.67	0.19	-3.22	-2.20	-0.94
	大沼郡会津美里町	-1.80	-0.82	-0.98	-1.67	-1.18	-0.49	-1.72	-0.95	-0.47	-1.42	-1.20	-0.22
	南会津郡下郷町	-1.84	-0.72	-1.12	-2.29	-0.87	-1.42	-1.53	-1.38	-0.15	-1.20	-1.48	0.23
	南会津郡檜枝岐村	-0.16	-0.65	0.49	-1.62	-0.65	-0.97	-1.15	-0.66	-0.49	-1.87	-0.34	-1.53
	南会津郡只見町	-1.38	-1.24	-0.14	-1.75	-1.59	-0.16	-1.62	-1.18	-0.44	-2.07	-1.24	-0.83
南会津郡南会津町	-1.71	-0.98	-0.73	-1.38	-0.81	-0.57	-1.39	-1.29	-0.60	-1.73	-1.33	-0.45	
相双・いわき	相馬市	-1.28	-0.11	-0.98	-1.50	-1.22	-0.28	-2.57	-0.82	-1.75	-1.14	-0.51	-0.63
	南相馬市	-0.87	-0.27	-0.10	-0.87	-0.27	-0.10	-5.36	-1.10	-2.75	-1.66	-0.66	-1.00
	双葉郡広野町	-0.07	-0.16	0.09	-0.67	-0.55	-0.13	-3.32	-0.59	-2.73	-1.32	-0.54	-0.70
	双葉郡楡葉町	-0.06	-0.61	-0.54	-0.87	-0.46	-0.41	-4.18	-1.05	-3.13	-0.70	-0.48	-0.35
	双葉郡富岡町	-0.16	-0.09	-0.08	-0.83	-0.45	-0.38	-7.58	-0.45	-7.13	-1.03	-0.25	-0.84
	双葉郡川内村	-3.16	-0.99	-2.17	-3.62	-1.77	-1.84	-3.62	-1.77	-1.84	-0.66	-0.93	0.07
	双葉郡大熊町	2.25	0.39	1.86	-4.72	-0.18	-4.54	-4.72	-0.18	-4.54	-0.18	0.21	-0.30
	双葉郡双葉町	-1.13	-0.15	-0.98	-5.04	-1.07	-3.98	-5.04	-1.07	-3.98	-0.97	-0.46	-0.51
	双葉郡浪江町	-0.79	-0.33	-0.46	-7.22	-1.55	-5.67	-7.22	-1.55	-5.67	-0.45	-0.41	-0.53
	双葉郡葛尾村	-1.38	-0.50	-0.88	-1.68	-0.90	-0.77	-1.68	-0.90	-0.77	-1.20	-1.46	0.27
	相馬郡新地町	-0.66	-0.32	-0.34	-2.04	-1.31	-0.72	-2.07	-1.31	-1.76	-0.51	-0.45	-0.06
	相馬郡飯館村	-0.62	-0.66	0.05	-1.69	-0.79	-0.90	-2.12	-1.04	-1.08	0.08	-0.38	0.41
いわき市	-0.73	-0.33	-0.40	-1.01	-0.50	-0.50	-2.18	-0.55	-1.63	-0.46	-0.48	0.00	

(資料) 福島県 (2010-2013) 「県内各市町村住民基本台帳人口・世帯数」.

表2 市町村別、5歳階級別、2011年の住民基本台帳人口の指数（2010年＝100）

二次 医療圏	市区町村名	0-4歳	5-9歳	10-14歳	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80歳以上	
北	福島市	98.0	97.0	99.9	99.0	97.7	97.9	97.0	99.5	102.8	99.9	98.1	95.2	109.9	94.5	100.4	100.4	105.2	
	二本松市	96.9	96.9	98.2	95.0	97.0	96.3	98.0	101.5	98.4	97.4	97.1	93.4	116.6	92.2	99.4	96.2	104.2	
	伊達市	98.3	92.8	100.2	98.1	99.4	97.2	97.0	99.8	99.7	97.8	96.6	94.4	111.0	94.4	110.0	100.4	102.7	
	本宮市	98.2	98.6	99.5	100.0	96.0	98.7	100.1	102.2	99.6	99.4	97.9	95.7	113.8	93.0	98.4	97.7	106.3	
	伊達郡桑折町	96.4	96.9	94.6	96.3	96.8	93.6	95.2	99.5	102.9	95.6	95.7	96.5	109.4	95.2	97.3	99.7	103.1	
	伊達郡国見町	92.9	101.2	95.6	100.6	95.7	91.9	98.1	100.0	100.2	96.6	96.5	95.5	113.3	95.6	102.2	96.7	103.1	
	伊達郡川俣町	98.9	94.0	98.3	99.6	93.5	100.4	96.0	101.2	98.7	95.6	94.7	95.2	114.0	91.9	96.4	95.3	103.6	
	安達郡大玉村	107.0	102.6	98.8	98.4	100.8	100.2	102.6	105.2	103.6	91.7	97.9	101.4	114.7	94.3	95.6	94.6	106.7	
	郡山市	99.5	97.5	98.9	99.4	96.2	99.0	96.9	100.5	102.6	98.1	99.5	95.7	111.2	94.6	100.3	101.9	104.9	
	須賀川市	97.2	97.3	99.3	99.6	95.9	97.2	98.4	100.7	101.7	96.6	97.6	96.8	113.1	94.3	99.2	100.5	102.2	
中	田村市	97.6	93.5	97.7	96.4	96.2	100.9	98.6	96.6	98.5	93.9	98.1	98.2	114.5	89.3	97.5	97.4	104.0	
	岩瀬郡鏡石町	101.0	95.6	101.4	98.6	101.2	93.2	98.4	98.0	106.9	95.2	97.0	94.4	116.2	93.4	104.1	94.4	105.5	
	岩瀬郡天栄村	99.2	102.1	99.3	91.8	100.8	99.7	106.5	103.3	100.4	88.5	95.3	97.4	117.6	90.0	92.1	98.1	103.5	
	石川郡石川町	100.2	91.3	97.1	97.2	94.1	99.8	94.3	103.4	96.2	98.1	92.5	96.9	114.7	89.7	100.1	97.2	103.9	
	石川郡玉川村	90.1	101.4	93.8	102.8	93.0	96.9	102.9	96.3	100.3	95.0	97.1	93.3	124.4	94.9	92.1	99.5	104.1	
	石川郡平田村	103.8	94.0	98.8	92.4	91.8	96.4	101.3	101.5	95.5	99.7	96.6	99.1	117.7	85.6	99.5	96.2	105.1	
	石川郡浅川町	93.5	95.2	100.8	100.5	97.2	92.1	101.8	97.5	101.3	97.1	96.2	98.8	106.8	93.3	98.1	103.0	101.7	
	石川郡古賀町	103.5	99.2	90.8	100.9	92.3	100.0	96.8	95.6	98.7	90.3	96.5	100.0	116.7	92.9	98.5	101.2	103.7	
	田村郡三春町	100.0	95.4	97.2	97.7	93.6	98.9	97.9	99.6	97.4	97.2	94.9	99.7	110.9	92.2	98.7	97.6	103.8	
	田村郡小野町	96.4	96.4	95.4	94.1	97.7	100.2	95.3	104.2	93.6	98.6	95.6	98.0	113.4	92.2	96.9	97.6	102.1	
南	白河市	99.6	96.1	99.9	98.3	96.3	101.3	95.3	101.8	99.6	96.6	97.7	97.4	114.1	93.8	97.6	99.4	105.0	
	西白河郡西郷村	99.1	96.4	99.9	102.0	94.3	95.6	101.0	102.7	101.9	94.9	96.6	111.2	94.9	104.1	93.8	97.6	104.8	
	西白河郡泉崎村	97.3	94.8	96.1	96.1	91.6	91.2	103.7	105.1	98.1	90.4	94.8	96.4	114.4	94.8	96.4	99.7	104.8	
	西白河郡中島村	98.2	95.7	101.6	99.7	93.1	94.4	104.8	96.4	98.7	95.6	99.3	93.6	118.7	95.1	98.0	97.6	105.4	
	西白河郡矢吹町	101.5	97.9	98.4	98.6	99.3	100.1	96.4	100.2	102.3	95.7	99.2	95.2	113.4	93.3	101.5	94.1	105.6	
	東白川郡榎倉町	95.8	101.3	95.2	99.6	93.4	96.7	102.1	100.7	98.1	92.1	98.6	97.5	115.4	90.9	96.0	100.6	103.5	
	100.0	100.8	94.4	93.8	97.8	98.2	104.2	103.1	95.4	91.1	99.0	93.9	117.8	89.1	95.6	96.0	103.3		
	101.7	95.0	96.1	97.9	94.9	94.7	102.0	101.0	94.6	94.7	94.5	100.0	113.2	94.5	94.0	100.0	102.3		
	104.1	92.9	92.3	101.6	96.4	95.0	115.1	95.4	98.2	92.0	89.2	100.8	123.7	88.6	98.8	100.0	104.1		
	会津若松市	99.3	96.0	99.8	98.0	97.6	99.0	95.3	99.7	101.3	96.7	99.4	96.8	111.1	91.4	99.5	99.6	104.9	
会津	喜多方市	99.4	97.0	96.4	100.2	97.2	97.3	98.8	101.8	98.7	94.0	98.8	94.8	113.9	89.9	97.3	96.6	104.4	
	100.0	94.4	100.7	102.7	92.7	104.8	96.0	89.4	107.4	94.1	95.2	104.2	110.0	91.5	93.3	94.4	99.5		
	101.1	87.6	97.3	96.0	98.3	100.9	102.7	98.2	97.9	93.9	97.9	94.9	112.3	89.3	95.6	97.3	100.7		
	106.4	93.9	98.2	101.1	92.6	93.8	98.4	116.0	95.6	100.0	90.0	101.2	118.4	89.2	92.2	95.4	102.2		
	100.9	93.0	98.6	97.4	97.3	97.1	98.1	98.8	97.5	95.6	101.5	93.1	114.0	90.9	93.1	99.5	102.4		
	河沼郡会津坂下町	95.5	99.0	94.6	99.9	97.1	99.6	97.7	101.8	99.8	96.4	95.8	96.3	115.4	90.0	94.4	97.2	102.6	
	93.5	93.9	94.8	99.5	104.8	88.6	97.9	99.5	104.7	96.1	92.9	96.7	109.1	100.5	97.5	94.9	103.5		
	108.3	93.7	97.1	93.8	99.5	93.1	112.2	97.0	105.0	91.7	91.9	97.1	109.9	86.5	94.4	95.5	102.4		
	102.9	81.4	98.1	91.4	101.4	95.0	106.5	101.7	98.6	89.8	93.6	86.3	115.0	79.1	103.4	92.2	103.8		
	102.9	100.0	91.5	101.3	100.0	95.7	100.0	95.7	100.0	96.6	99.5	111.6	94.6	108.6	95.6	102.3			
津	大沼郡津町	103.2	91.6	108.1	81.3	123.1	100.0	91.9	112.5	90.9	98.0	91.7	97.5	108.7	97.4	88.5	93.9	103.4	
	大沼郡会津里町	96.2	97.4	97.8	93.8	97.4	100.7	96.1	105.2	95.9	94.0	95.0	97.6	114.8	89.9	94.0	96.7	103.0	
	101.0	97.6	89.8	102.2	102.1	90.6	88.6	94.3	100.0	99.2	94.3	98.0	106.7	90.6	99.2	94.8	102.8		
	106.7	84.8	108.8	93.5	86.1	116.7	100.0	102.6	90.5	102.9	89.1	122.6	100.0	91.3	96.0	95.1	101.3		
	98.2	94.4	96.9	98.6	99.2	92.7	97.6	101.8	98.7	105.9	97.6	88.6	112.0	87.8	101.8	92.5	101.7		
	101.6	95.9	94.0	98.9	95.4	95.9	94.9	98.9	97.9	97.0	95.5	110.9	92.9	97.8	97.8	93.7	103.7		
	98.5	96.3	99.3	96.9	97.3	96.7	97.9	102.0	101.7	95.1	96.6	95.6	108.8	90.2	96.4	96.9	102.6		
	95.5	89.7	95.7	108.5	92.3	104.7	91.0	102.0	98.3	97.6	96.8	97.2	111.7	99.7	96.1	97.8	106.8		
	相双・いわき	双葉郡楢葉町	96.6	98.7	101.2	91.8	96.2	97.0	98.9	97.4	103.3	95.5	93.8	95.9	111.3	91.5	97.6	95.3	100.7
		98.5	99.7	97.7	91.5	94.1	102.6	97.5	98.1	97.7	94.0	93.8	102.5	114.0	87.8	95.0	96.7	105.4	
96.4		98.9	98.4	99.0	95.7	98.2	95.5	99.8	101.3	98.3	97.3	95.2	110.2	93.0	100.7	101.1	103.1		

表3 市町村別、5歳階級別、2012年の住民基本台帳人口の指数（2010年＝100）

二次 医療圏	市区町村名	0-4歳	5-9歳	10-14歳	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80歳以上
北	福島市	98.2	89.3	97.5	98.0	93.0	93.9	89.4	94.7	105.3	98.0	96.3	92.1	113.8	91.7	103.6	99.8	109.6
	二本松市	86.5	92.0	97.1	91.1	91.6	91.4	94.8	99.4	100.8	91.3	92.8	89.9	123.9	89.2	97.7	94.6	106.1
	伊達市	88.1	85.0	96.4	96.8	93.6	92.3	92.2	96.0	100.8	95.3	94.1	90.3	115.6	90.6	99.4	105.3	103.2
	本宮市	89.8	96.3	96.0	97.5	92.4	94.1	97.3	99.9	102.3	94.0	96.2	93.7	119.8	93.1	97.2	96.1	109.9
	伊達郡桑折町	88.4	93.6	95.1	90.7	94.8	89.8	86.7	100.3	103.5	89.9	95.7	89.8	113.4	91.0	101.1	92.6	107.0
	伊達郡国見町	85.1	96.1	94.8	98.0	95.0	90.5	90.2	101.0	106.6	90.2	95.3	83.3	118.9	93.0	102.6	97.0	106.9
	伊達郡川俣町	99.5	96.0	96.6	96.6	99.5	91.6	91.6	98.4	102.9	89.0	91.8	87.8	121.2	88.1	96.8	96.0	103.2
	安達郡大玉村	103.8	102.8	97.8	93.6	99.0	98.3	104.9	102.8	112.6	83.7	98.2	98.0	123.2	100.0	89.1	94.3	107.9
	郡山市	87.1	89.3	95.3	96.8	92.8	92.6	89.5	95.6	103.4	95.5	98.1	93.9	114.7	94.8	102.3	102.7	109.1
	須賀川市	92.0	92.0	98.8	96.3	93.5	93.8	99.1	104.0	92.0	95.6	94.3	117.3	95.1	101.0	98.3	104.8	
中	田村市	93.8	87.3															

表 4 市町村別、5 歳階級別、2013 年の住民基本台帳人口の指数 (2010 年=100)

二次 医療圏		市区町村名		0-4歳	5-9歳	10-14歳	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80歳以上	
北	県	福島市	82.6	85.6	95.3	96.9	94.1	91.0	87.5	82.0	108.5	99.0	96.4	89.0	108.9	100.6	104.2	99.5	114.6		
		二本松市	81.6	88.4	94.9	89.3	87.8	88.5	91.5	98.4	104.8	90.0	89.0	87.2	122.1	99.9	94.1	92.5	108.4		
		伊達市	83.1	81.4	94.1	93.5	91.2	88.6	89.0	92.8	101.8	95.2	94.4	85.0	111.9	98.3	98.4	100.1	108.8		
		本宮市	85.4	93.7	94.5	95.8	99.1	93.5	95.7	100.4	104.6	93.4	95.3	90.6	120.7	101.2	96.4	92.6	115.1		
		伊達郡国見町	82.0	90.7	94.1	89.8	89.2	87.3	86.1	94.5	105.6	86.4	98.2	85.6	108.2	98.1	101.6	88.7	110.3		
		伊達郡川俣町	79.5	90.0	91.5	94.5	91.6	87.4	83.3	98.3	106.4	89.7	91.2	75.7	117.6	98.1	103.6	98.8	108.6		
		伊達郡大玉村	85.1	79.0	95.3	91.4	85.1	91.2	84.1	98.2	101.8	89.2	87.8	86.5	115.1	98.4	91.7	93.0	106.8		
		安達郡大玉村	102.2	99.7	95.3	89.1	90.1	89.5	102.8	102.5	114.8	84.2	95.6	88.1	128.8	119.6	83.2	88.0	111.2		
		郡山市	83.6	86.8	94.2	95.3	91.4	91.9	87.1	93.7	105.8	96.5	97.9	91.8	112.1	105.0	102.8	103.0	114.1		
		須賀川市	88.5	90.6	97.4	95.4	90.9	93.9	90.3	97.5	107.0	92.9	93.6	91.6	115.8	105.1	98.2	98.9	109.6		
中	県	田村市	94.1	83.2	90.1	88.1	93.0	94.9	98.4	96.9	92.2	89.9	94.6	93.3	124.0	90.2	92.7	93.5	110.1		
		岩瀬郡鏡石町	91.1	91.1	96.3	97.8	96.8	90.2	92.0	99.7	114.0	89.5	93.6	89.0	117.1	100.9	107.4	92.3	118.9		
		岩瀬郡天栄村	87.3	92.2	100.0	83.6	84.6	102.2	96.1	114.9	100.4	72.8	87.1	90.0	127.6	109.7	79.5	95.5	105.4		
		石川郡古川町	101.0	82.5	91.3	82.1	87.2	99.6	83.6	101.7	98.5	87.9	85.4	89.6	119.1	96.1	97.8	91.1	113.9		
		石川郡玉川村	80.0	96.5	98.4	96.4	82.5	91.5	92.3	100.2	103.8	86.9	90.6	82.8	141.0	106.5	84.9	98.8	105.8		
		石川郡五田村	98.6	92.4	94.8	81.2	83.7	91.5	100.8	109.8	85.4	81.3	88.9	100.2	130.8	88.8	85.2	93.7	117.6		
		石川郡浅川町	98.6	82.4	99.5	94.5	94.0	86.9	100.5	97.2	102.4	87.8	91.4	92.8	114.6	100.5	94.4	108.6	101.5		
		石川郡吉隈町	89.5	94.7	82.3	92.6	82.2	84.3	91.1	92.2	98.7	82.5	82.9	95.2	136.3	101.0	74.5	92.2	110.1		
		石川郡三春町	101.0	88.8	86.7	94.7	86.2	87.7	100.2	97.0	93.7	90.6	88.0	95.3	115.4	100.4	98.2	93.4	110.2		
		田村郡小野町	87.3	90.9	86.8	89.5	84.3	84.4	85.3	112.1	89.4	87.8	90.8	95.2	123.2	99.5	85.6	94.4	108.6		
南	県	白河市	90.6	89.8	98.0	96.6	89.5	95.7	89.8	103.0	100.7	92.8	93.6	91.2	120.6	101.8	96.7	94.3	112.6		
		西白河郡西郷村	101.0	89.3	101.7	99.0	96.6	97.8	98.3	107.4	108.2	87.6	92.4	93.2	117.8	113.2	105.3	95.7	112.3		
		西白河郡泉崎村	92.9	87.1	111.2	88.6	85.9	94.2	102.9	104.8	110.0	74.7	87.4	98.5	123.8	101.8	100.3	98.2	110.0		
		西白河郡中島村	91.0	91.3	92.2	95.3	83.4	85.1	98.5	118.3	90.6	86.9	92.2	92.2	126.9	113.2	87.7	92.0	117.8		
		西白河郡矢吹町	100.4	91.8	99.1	96.6	86.8	104.7	89.0	94.5	115.8	88.9	91.8	90.0	111.8	104.7	104.4	89.1	112.7		
		東白河郡棚倉町	90.4	91.0	89.8	103.5	88.0	88.5	98.8	98.2	100.8	85.5	90.4	95.5	120.8	98.7	90.2	99.1	109.6		
		東白河郡矢祭町	87.8	92.0	80.9	91.4	84.3	85.5	105.9	108.2	86.7	82.5	88.2	88.5	134.6	87.7	90.9	91.4	105.4		
		東白河郡碓氷町	93.7	96.6	80.9	98.8	83.1	91.6	96.4	102.1	84.4	87.5	87.8	94.1	132.2	92.0	86.7	95.7	107.0		
		東白河郡鮎川村	99.3	93.1	89.6	81.9	80.4	86.7	109.1	105.3	91.2	74.9	86.0	94.6	134.9	95.9	82.2	88.9	109.5		
		会津若松市	96.5	91.3	97.0	93.2	92.7	97.5	92.1	98.7	104.7	92.0	98.1	91.8	111.7	99.4	89.8	98.3	110.7		
津	会	喜多方市	97.1	86.9	94.3	89.9	93.5	96.4	96.7	102.3	96.1	87.2	95.0	90.8	116.0	97.2	89.6	92.8	108.7		
		耶麻郡北塩原村	92.5	90.8	96.7	98.0	85.3	81.6	91.3	101.9	95.7	84.2	93.9	86.2	117.6	106.2	97.2	81.2	99.7		
		耶麻郡西会津町	103.4	78.4	81.7	98.4	94.8	101.8	92.2	100.4	91.3	77.6	91.6	89.9	118.7	89.8	81.9	89.3	105.5		
		耶麻郡磐梯町	107.1	93.9	95.3	82.4	76.7	97.4	107.8	110.5	84.7	89.8	85.7	88.6	133.7	95.5	87.1	88.9	105.5		
		耶麻郡猪苗代町	98.8	90.0	91.9	87.8	94.0	93.8	97.1	100.6	102.6	89.5	91.9	88.4	119.8	97.5	86.3	99.6	107.7		
		河沼郡会津坂下町	95.3	87.4	89.3	99.0	90.8	90.8	95.3	110.7	95.7	88.8	88.8	92.0	118.6	99.7	90.2	88.2	107.7		
		河沼郡湯川村	80.0	84.5	100.0	98.0	84.4	75.2	89.3	100.5	107.6	101.7	81.3	85.0	117.0	113.7	80.5	102.5	103.7		
		河沼郡柳津町	95.0	100.0	84.6	81.9	83.3	85.7	92.4	103.0	103.8	75.5	82.7	92.0	110.2	97.7	78.9	94.6	109.6		
		大沼郡三島町	67.6	76.3	101.9	95.7	101.4	91.7	101.6	103.4	84.9	76.5	92.7	70.3	110.8	84.8	93.7	85.0	103.1		
		大沼郡金山町	73.5	83.7	73.2	90.8	73.0	90.5	91.8	86.8	105.2	87.2	83.2	82.2	108.5	88.0	85.8	89.5	104.7		
大沼郡昭和村	106.5	81.6	106.1	78.1	89.7	81.4	116.2	127.5	95.5	82.0	76.9	92.6	94.5	105.2	70.1	93.3	103.4				
津	大沼郡津美里町	93.5	93.1	88.2	89.6	88.9	95.7	96.1	111.1	86.3	84.9	86.9	91.3	122.0	97.3	85.5	88.6	107.9			
相双・いわき	県	南会津郡下郷町	93.6	85.9	93.2	93.9	94.9	81.2	85.3	102.8	94.7	88.1	87.4	90.9	115.3	92.3	85.9	95.2	105.7		
		南会津郡曾我木村	140.0	68.7	111.8	80.6	54.5	166.7	50.0	97.4	95.2	88.2	84.8	129.0	112.1	67.4	92.0	104.9	106.3		
		南会津郡只見町	80.4	91.1	101.0	92.7	111.7	74.4	89.8	99.1	97.0	102.1	83.0	89.4	98.0	92.5	90.1	92.1	108.7		
		南会津郡南会津町	99.0	80.2	87.3	87.5	92.7	96.2	89.8	89.6	103.3	85.3	94.8	93.7	111.4	87.3	93.5	90.5	107.0		
		相馬市	88.5	87.5	95.8	89.3	88.1	90.6	89.3	95.6	106.5	91.2	89.5	89.1	106.8	102.2	98.6	92.8	106.8		
		南相馬市	66.6	79.0	93.1	88.8	82.0	78.5	74.8	93.4	99.9	88.4	90.3	81.4	111.0	103.0	95.9	94.8	105.1		
		双葉郡広野町	75.8	79.8	77.4	90.9	96.6	98.2	83.7	102.0	99.7	91.5	87.8	87.2	120.4	108.4	105.0	88.5	103.5		
		双葉郡楳葉町	87.6	82.5	88.2	81.0	102.2	91.5	83.4	99.8	101.8	80.3	97.1	84.4	120.3	96.0	98.4	89.7	106.2		
		双葉郡富岡町	86.1	79.8	81.6	95.0	79.4	89.9	78.9	92.4	97.5	86.8	92.9	87.8	110.9	100.5	96.7	95.9	95.5		
		双葉郡川内村	81.7	71.1	97.8	88.7	79.9	106.3	89.2	91.1	87.8	79.3	85.5	86.7	129.3	93.9	81.9	76.4	111.7		
双葉郡大熊町	89.9	93.7	96.9	94.8	79.6	90.0	90.6	104.8	109.6	84.5	91.5	90.8	114.8	107.8	101.3	89.4	104.5				
双葉郡双葉町	75.0	95.4	80.1	95.7	75.5	77.3	87.4	105.2	93.3	81.5	82.9	89.0	112.1	95.7	93.9	88.8	98.1				
双葉郡浪江町	84.3	82.5	89.1	82.2	88.2	82.3	89.8	91.5	91.7	82.4	85.6	87.1	115.8	93.9	96.4	88.8	101.6				
双葉郡葛尾村	77.8	90.0	86.4	78.9	95.0	113.3	91.2	116.7	100.0	80.2	85.7	89.1	116.7	101.1	81.8	93.4	108.8				
相馬郡新地町	86.6	81.8	95.6	89.1	81.5	90.5	90.6	95.1	112.3	92.9	74.2	92.6	111.8	98.8	90.1	90.1	104.1				
相馬郡飯沼村	88.7	86.5	92.7	87.2	96.2	95.6	99.6	100.3	100.4	79.1	83.8	97.5	119.8	105.0	81.6	85.0	116.8				
いわき市	86.5	89.6	92.0	94.6	91.5	81.9	87.5	93.3	104.7	96.2	96.4										

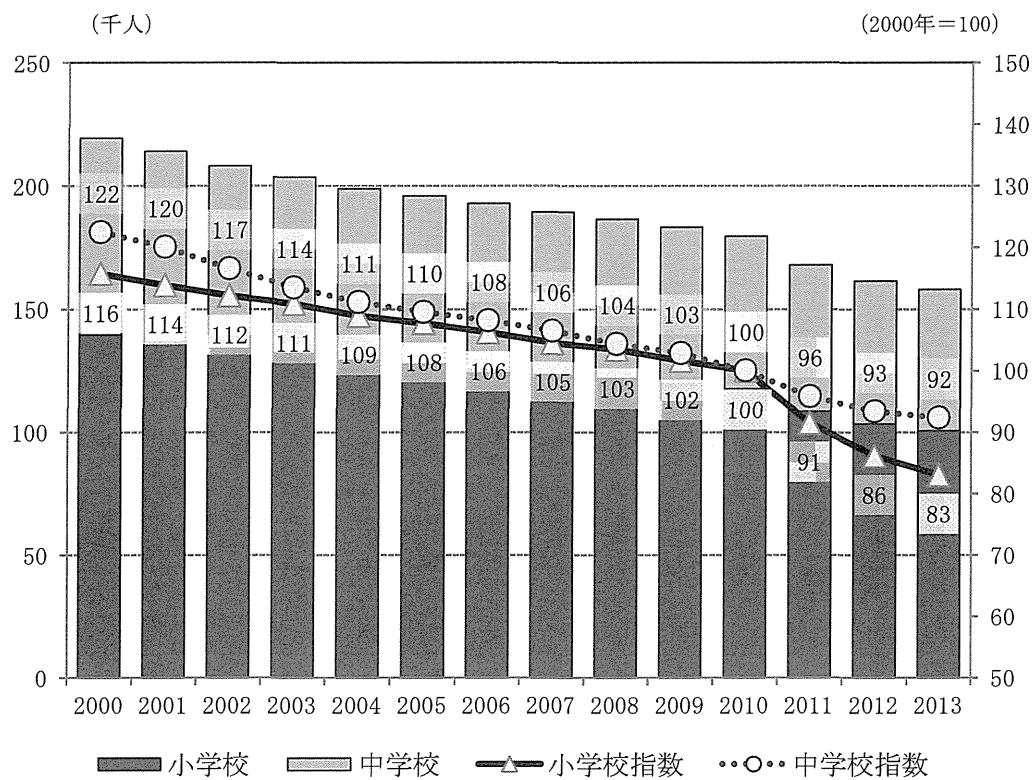


図1 小学校・中学校の生徒数の推移（2000-2012年5月1日時点）
 （資料）「学校基本調査」（福島県 2012）付表2. 2013年は速報値.
 （注）各指数は2010年の生徒数を100としたときの数値.

表5 住民基本台帳人口（5-14歳：左図）と学校基本調査（6-15歳：右図）における
人口指数の比較（2011-2013年）

二次医療圏	市区町村名	住民基本台帳人口（5-14歳）			学校基本調査（6-15歳）			指数の差		
		2011年	2012年	2013年	2011年	2012年	2013年	2011年	2012年	2013年
北	福島市	98.5	93.5	90.6	100.5	91.7	90.1	2.0	-1.8	-0.6
	二本松市	98.1	94.7	91.8	103.8	96.6	93.6	5.7	2.0	1.8
	伊達市	96.7	91.4	88.1	99.0	90.7	87.5	2.3	-0.7	-0.6
	本宮市	98.5	96.2	94.1	100.2	96.0	95.7	1.7	-0.1	1.5
	伊達郡桑折町	96.6	95.0	92.5	99.1	94.4	91.2	2.5	-0.5	-1.3
	伊達郡国見町	98.2	95.4	90.8	98.2	98.3	95.7	0.0	2.9	4.9
	伊達郡川俣町	96.3	91.1	87.7	98.6	91.4	87.7	2.4	0.3	0.0
	安達郡大玉村	100.6	100.1	97.4	105.9	101.5	100.4	5.3	1.4	3.0
中	郡山市	98.2	92.3	90.5	98.0	91.6	90.1	-0.2	-0.8	-0.5
	須賀川市	98.3	95.4	94.1	98.8	96.5	94.8	0.5	1.0	0.7
	田村市	95.8	91.3	86.9	95.7	91.8	88.1	-0.1	0.5	1.2
	岩瀬郡鏡石町	98.5	94.1	93.7	99.6	95.9	94.6	1.1	1.8	0.8
	岩瀬郡天栄村	100.7	94.4	96.1	100.4	96.8	96.8	-0.3	2.3	0.7
	石川郡石川町	94.4	91.5	87.2	98.8	92.5	88.9	4.4	1.0	1.7
	石川郡玉川村	97.5	95.5	97.5	98.9	96.7	97.7	1.4	1.2	0.2
	石川郡平田村	96.6	95.0	93.7	98.1	92.4	92.1	1.6	-2.6	-1.6
	石川郡浅川町	98.0	94.4	90.9	98.2	95.9	93.3	0.3	1.5	2.4
	石川郡古殿町	94.5	92.8	87.7	95.8	92.8	87.8	1.3	-0.1	0.1
南	田村郡三春町	96.4	90.8	87.7	100.1	93.9	89.0	3.6	3.1	1.3
	田村郡小野町	95.8	91.4	88.7	96.5	91.6	88.3	0.7	0.2	-0.4
	白河市	98.1	95.3	92.5	98.9	95.8	93.4	0.9	0.5	0.9
	西白河郡西郷村	98.1	96.0	95.5	101.1	96.5	95.6	3.0	0.5	0.1
	西白河郡泉崎村	99.6	98.5	98.8	97.5	94.4	93.5	-2.1	-4.1	-5.3
	西白河郡中島村	98.8	93.3	91.8	97.6	94.3	91.6	-1.2	1.0	-0.2
	西白河郡矢吹町	98.1	96.3	95.5	96.6	94.6	93.3	-1.5	-1.7	-2.2
	東白川郡棚倉町	98.0	94.1	90.4	97.7	96.0	91.3	-0.3	1.8	0.9
会津・南会津	東白川郡矢祭町	97.1	92.5	85.6	95.9	92.0	86.0	-1.2	-0.4	0.4
	東白川郡埴町	95.6	91.7	87.4	98.2	91.1	86.9	2.6	-0.6	-0.5
	東白川郡鮫川村	92.1	90.7	91.3	95.6	92.2	93.1	3.5	1.4	1.8
	会津若松市	98.0	95.9	94.3	100.4	97.9	96.2	2.4	2.0	1.9
	喜多方市	96.6	92.6	90.8	98.5	95.1	91.0	1.8	2.5	0.2
	耶麻郡北塩原村	97.6	96.6	93.9	104.7	102.7	102.7	7.1	6.1	8.9
	耶麻郡西会津町	93.3	87.4	80.3	96.6	88.1	79.4	3.3	0.7	-0.9
	耶麻郡磐梯町	96.1	96.4	94.6	99.7	94.4	92.8	3.6	-2.0	-1.8
	耶麻郡猪苗代町	96.0	93.7	91.0	107.3	98.6	94.9	11.3	4.9	3.9
	河沼郡会津坂下町	96.6	91.5	88.4	99.2	91.7	89.3	2.6	0.3	0.9
相双・いわき	河沼郡湯川村	94.4	94.4	92.5	97.8	97.1	98.7	3.4	2.8	6.2
	河沼郡柳津町	95.6	92.7	91.5	103.5	92.2	92.9	8.0	-0.5	1.4
	大沼郡三島町	89.4	88.5	88.5	96.0	91.0	89.0	6.6	2.5	0.5
	大沼郡金山町	95.0	86.7	77.5	97.3	84.5	79.1	2.3	-2.1	1.6
	大沼郡昭和村	94.4	97.2	93.0	97.0	92.5	89.6	2.6	-4.6	-3.4
	大沼郡会津美里町	97.6	95.3	90.4	107.9	99.3	93.3	10.3	4.0	2.9
	南会津郡下郷町	93.3	91.5	89.8	96.3	93.2	91.8	3.0	1.7	1.9
	南会津郡檜枝岐村	97.0	85.1	89.6	101.7	94.9	96.6	4.7	9.8	7.1
	南会津郡只見町	95.7	99.5	96.2	99.1	97.7	96.5	3.4	-1.8	0.3
	南会津郡南会津町	94.9	92.5	88.6	100.0	94.2	88.1	5.1	1.7	-0.5
相双・いわき	相馬市	97.8	94.1	91.8	95.8	94.8	94.6	-2.0	0.8	2.9
	南相馬市		89.9	85.9	34.4	51.7	54.8		-38.2	-31.0
	双葉郡広野町	93.1	81.9	78.4		16.5	20.5		-65.4	-57.9
	双葉郡檜葉町		89.0	85.5		15.0	22.0		-73.9	-63.5
	双葉郡富岡町		85.3	80.8		4.8	4.2		-80.5	-76.6
	双葉郡川内村		92.5	84.0	45.8	18.1	24.1		-74.4	-59.9
	双葉郡大熊町		96.3	95.3	50.4	37.5	26.4		-58.8	-68.9
	双葉郡双葉町		89.3	87.5						
	双葉郡浪江町		87.4	86.0		4.4	3.4		-83.0	-82.6
	双葉郡葛尾村		94.4	88.1			4.5			-83.6
相馬郡	相馬郡新地町	100.0	97.1	93.7	103.5	103.6	99.9	3.5	6.5	6.1
	相馬郡飯館村	96.3	91.8	89.6	73.1	62.5	59.7	-23.2	-29.3	-29.9
いわき市	97.7	93.0	90.8	96.7	96.8	95.1	-1.0	3.8	4.3	

(注) 2010年の生徒数を100としたときの指数。

厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

「都市と地方における地域包括ケア提供体制の在り方に関する総合的研究」

平成 25 年度分担研究報告書

高齢者施設/住宅における住宅費用に関する考察

研究分担者 井上由起子（日本社会事業大学専門職大学院 准教授）

【研究要旨】

目的：各国の住宅政策を概観したうえで、施設系／住宅系サービスの費用負担構造を整理し、居住の安定化に資する住宅費用のあり方についての基礎的知見を提示する。

方法：文献調査ならびに海外での現地ヒアリング調査（2007～2012）の結果をとりまとめた。

対象国は、デンマーク、カナダ、オランダ、オーストラリア、日本の5か国である。

結果・考察：各国の住宅政策の特徴を記述し、家賃補助制度の施設系／住宅系サービスへの適用状況を明らかにしたうえで、日本と同様の住宅政策をとるカナダとオーストラリアの施設系／住宅系サービスの状況を、費用負担面を中心に詳細に検討した。カナダ（BC州）は、福祉部局と住宅部局が連携して民間資本を活用しつつも、市場家賃とは切り離したうえで、合理的な費用負担メカニズムを構築した。同一人物であれば、施設系サービスよりも住宅系サービスの費用を抑えることで、本人が住宅系サービスに留まる仕組みを構築している。オーストラリアはボンドという手法で施設系サービスの家賃設定を不動産市場に委ね、それを施設系サービスにも導入しつつある。大多数を占める自宅を所有する中堅所得者層はこのスキームで対応し、賃貸住宅に住む低所得者層に対しては別の対応策を検討する方向となっている。

結論：カナダの仕組みは合理的であり、日本における介護保険施設、特定施設、ケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームの住宅費用や居住費を調整していく際に参考になるであろう。オーストラリアの仕組みはボンドというかたちではあるが、不動産市場を導入している点で日本のサービス付き高齢者向け住宅を取り巻く状況と似ている。日本と比べて家賃補助制度が充実し、持ち家というストックをフロー化しやすい国でも、低所得者や賃貸層への対応が課題となっている点から学ぶことは大きい。人口減少により空き家が増えている日本では、賃貸住宅層のみならず持ち家層も直面する課題である。この点を踏まえたうえで、自助に偏重した住宅確保の考え方を修正する時期にきている。

A. 目的

地域包括ケアシステムは住まい、生活支援、保健・予防、介護、医療の5つの要素から構成される。住まいとケアの機能分化が示されたことにより、費用も住宅、介護、医療、その他（食費やサービス付き高齢者向け住宅の基礎サービス費等）に分けて整理されることになるであろう。介護費用については、小規模多機能や定期巡回・随時対応型訪問介護看護といった定額報酬の仕組みが在宅（含むサービス付き高齢者向け住宅等）にも導入され、施設と在宅における費用負担の不均衡は解消されつつある。医療についても同様である。住宅費用については、施設系サービスの代表格である特別養護老人ホームには補足給

付が適用され、住宅系サービスの代表格であるサービス付き高齢者向け住宅には市場家賃が適用され、両者の不均衡が続いている。このことが、生活保護受給者や資産が少ない低所得者高齢者の居住の不安定化を招いているとの懸念がある。

そこで本稿では、各国の住宅政策を概観したうえで、施設系／住宅系サービスの費用負担の構造を整理し、居住の安定化に資する住宅費用のあり方についての基礎的知見を提示する。

B. 方法

文献調査ならびに、分担研究者がこれまで実施してきた海外での現地ヒアリング調査（2007～2012年に訪問）を踏まえてとりまとめた。対象は、デンマーク、カナダ、オランダ、オーストラリア、日本の5か国である。

各国の住宅政策を考慮して対象を選定した。普遍的な家賃補助制度と公的賃貸住宅の充実に特徴があるのがデンマークとオランダである。これに対し、持ち家政策の推進、公的賃貸住宅の低い整備率、住宅扶助制度の民間賃貸のみへの適用に特徴があるのがカナダとオーストラリア、日本である。

C. 結果および D. 考察

1) 各国の住宅政策

①公的賃貸住宅と民間賃貸住宅

社会保障と住宅政策の関係について国際比較を行った kemeny は、各国の住宅政策を公的賃貸住宅と民間賃貸住宅の関係性から、デュアリズムとユニタリズムに分類した。

デュアリズムとは公的賃貸住宅を民間賃貸市場から分離するモデルである。本調査対象国ではオーストラリア、カナダ、日本が属する。家賃は民間賃貸に比べて著しく低廉で、その割合は概して低く、5%前後である。整備は行政による直接供給が主流であり、居住者は低所得が中心となっている。デュアリズムの国々は相対的に持家率が高い。

ユニタリズムとは、公的賃貸住宅の家賃と民間賃貸の家賃を統合するモデルである。本調査対象国ではオランダ、デンマークが属する。2007年データによれば、公的賃貸住宅の割合はオランダ35%、デンマーク21%である。整備は行政による直接供給から民間非営利団体にシフトしている。居住者は低所得者とは限らない。むしろ幅広い所得層が住んでいることに特徴がある。所得の低い世帯は家賃補助を利用する。ユニタリズムの国々は相対的に持家率が低い。

②公的賃貸住宅の家賃設定のメカニズム

デュアリズムの国々は公的賃貸に原価家賃を採用してきた（ただし、近年、市場家賃ベースの応能負担の考え方を導入しつつある）。補助金を除く建設費に土地と建物の維持管理費を加えて算出する。この価格は、当然のことながら、民間賃貸住宅の家賃とは乖離する。なぜなら、民間賃貸は、土地の所有価値を反映したうえで利潤追求分を加えて算出するからである。

ユニタリズムの国々は、日本の介護保険と同様に、住宅供給において社会市場を構築していると考えればわかりやすい。1960年代までは家賃統制を行い、それ以降は、土地の利用価値を反映させながら、公的賃貸と民間賃貸の家賃を統合するメカニズムを構築した。中堅所得者層にも訴求力のある住居を用意したうえで、所得の低い者は家賃補助を利用し、結果として、それぞれが自分にとって手頃（アフォーダブル）な価格で質の高い住居を確保した。

③家賃補助制度

デュアリズムであるカナダ、オーストラリア、日本では、家賃補助の対象は民間賃貸住宅に限定されている。ユニタリズムの国々と比べると、対象世帯も限定されている。

日本では社会扶助（生活保護）のなかに住宅扶助が位置づく。生活保護の受給者は209万人、受給率は1.6%（2012）である。カナダも日本と同様、社会扶助（生活保護）のなかに住宅扶助がある。社会扶助の受給者は200万人、受給率6.6%（2000）である。英国連邦に属するオーストラリアは、家賃補助（Rent Assistance）が充実している。民間賃貸172万世帯のうち110万世帯、約63%が受給（2011）している。総世帯数820万世帯の13.5%となる。住宅扶助の対象を最も限定しているのが日本であることが推察される。

ユニタリズムであるオランダやデンマークの家賃補助制度は、エンタイトルメント・プログラムと呼ばれ、資格を満たせば全員に給付される。家賃補助は公的賃貸住宅と民間賃貸住宅の双方に適用され、対象世帯はデュアリズムの国々よりも広い。

2) 各国の施設系／住宅系サービス

①各国の施設系／住宅系サービス

各国の高齢者ケアの流れを俯瞰すると、どの国も施設系サービス（24時間にわたって介護職が滞在する類型で中重度者向け）が先行し、その後、住宅系サービス（在宅サービスを活用する類型もしくはスタッフ配置が薄い類型で軽中度者向け）が登場する。施設系サービスは現在のように介護に特化したものではなく、身寄りがない者や低所得者が利用できるよう無償もしくは低負担な仕組みであった。介護が社会全体の課題として認識されるようになると、救貧的な位置づけに変化が生じた。現在の施設系サービスは、多様な所得階層を対象とした普遍的サービスになっている国（例えばデンマーク）、その途上にある国（例えばオーストラリアや日本）、いまもって救貧的な位置づけにあり社会的スティグマが残る国（例えばオランダ）にわかれる。これに対し住宅系サービスは、過剰なサービスが利用者の自立を損なうことへの反省と公的財政削減の二つの理由で登場している。それゆえ、低所得者に配慮しつつも、負担と受益のバランスを探る道をいく。食事や住居については在宅との負担均衡から自己負担を原則とすることが多く、ここで、住宅政策との接点が見いだされる。

各国の施設系/住宅系サービスと住宅政策との関係は図表1に示すとおりである。

デンマークでは施設系サービスと住宅系サービスの双方が住宅政策の一環に位置付き、「特別な住居」と呼ばれ、家賃補助の対象となっている。

オランダでは施設系サービスはあくまで福祉施設であり救済的な色彩が残る。家賃補助の対象ではないが費用負担は低廉である。多くの高齢者は、家賃補助制度を活用しながら住宅系サービスで最期まで過ごす。住宅系サービスのなかに認知症高齢者グループホームやユニットケアを彷彿とさせる平面計画のものが存在するのは、それゆえである。

オーストラリアにはハイという施設系サービスと、ローという住宅系サービスがある。双方ともに福祉施設であるため、家賃補助制度は適用されない。ハイの費用負担は低廉だが、近年は居室の個室化を推進し、一定の負担を求めるようになった。ローは制度開始時点から、一定の負担を求めている。近年は、低中所得者向けに家賃補助の対象となる住宅系サービスが増加中である。

カナダ（BC州）はナーシングホームと呼ばれる施設系サービスが主流であったが、2001年にアシステッドリビングが制度化され、住宅系サービスの整備が急速に進んでいる。双方ともに家賃補助制度の対象外だが、合理的な費用負担メカニズムを構築している。

日本では介護保険施設を中心に施設系サービスの整備が先行して進み、近年になってサービス付き高齢者向け住宅が住宅系サービスを担うものとして制度化されている。前者には補足給付があり、後者には普遍的な家賃補助制度はなく、生活保護の住宅扶助のみが適用されている。大阪府ではサービス付き高齢者向け住宅に独自の家賃補助制度を適用し、低所得者の居住の安定化を図っている。

図表 1 各国の施設系/住宅系サービスと家賃補助の適用状況

	住宅政策	普遍的 家賃補助	左記の適用		補足
			住宅系	施設系	
デンマーク	ユニタリズム	○	○	○	施設系、住宅系、ともに住宅としての位置づけ
オランダ			○	×	多くが住宅系で最期まで過ごす 施設系は非住宅、低負担で低所得
オーストラリア	デュアリズム	△	○ ×	×	施設系は低負担低所得から脱却中 家賃補助対象の住宅系が増加
カナダ		×	×	×	生活扶助のなかに家賃補助、対象限定 施設系/住宅系 所得に応じた費用負担
日本		×	×	×	生活扶助のなかに家賃補助、対象限定 介護保険施設にのみ補足給付あり

②日本の施設系/住宅系サービスの費用負担構造

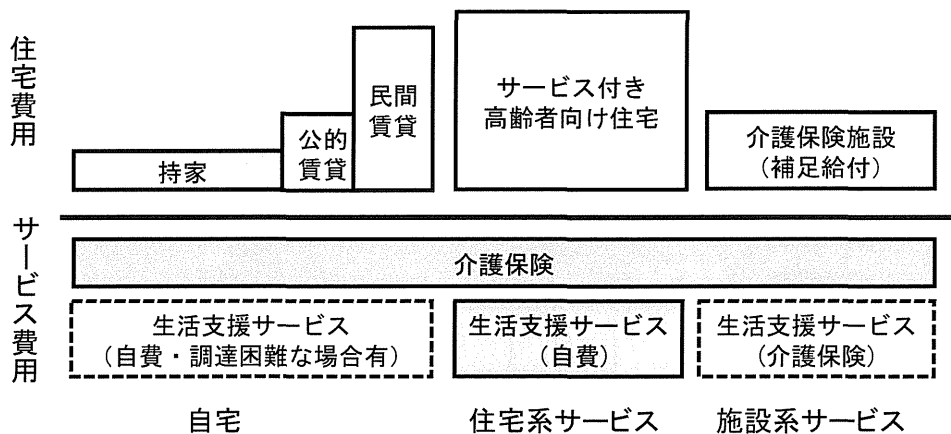
図表 2 に、今後高齢化が急速に進む三大都市圏における自宅－高齢者住宅－施設の費用負担をとりまとめた。高齢者住宅はサービス付き高齢者向け住宅を、施設は特養を想定している。ポイントは住宅費用とサービス費用を切り分けたことにある。

【サービス費用】 同じ要介護度であれば介護保険の自己負担は同じである。生活支援サービスは施設では介護保険に組み込まれているものの、高齢者住宅では全額自費であり、その分だけサービス費用は高い。

【住宅費用】日本の高齢者の80%は持家である。持家をフローに変えられるのは三大都市圏の良質な住宅地に限られ、多くの場合、住宅系サービスへの転居によって住宅費用が著しく増加する。事実、サービス付き高齢者向け住宅の家賃は土地価格を反映し、旧特別区では10万円を超える。生活保護世帯は家賃補助を用いてサービス付き高齢者向け住宅を利用できるが、受給者は限定されており、多くの者は全額を自己負担する。これとは逆に、施設系サービスの代表格である特養は全国一律の公定価格となっており、低所得者には補足給付がある。この結果、高齢者住宅の費用が最も高いというメカニズムが構築され、早めの引っ越しは促進されず、そのタイミングは後ろへとずれる。

以上のような背景もあり、費用負担の重い高齢者住宅への転居をとどまり、費用負担の安い特養に需要が発生し待機者が連なっている。支払能力がある者は特養の代替機能を探す。新しい市場であるサービス付き高齢者向け住宅の事業者は、後ろへとずれた引っ越しのタイミングを考慮し、住宅と呼ぶことに抵抗感を覚えるような住環境や住まい方を用意し、結果、サービス付き高齢者向け住宅は特養の代替機能を果たすに至っていない。

図表2 日本における居住形態別に見た住宅費用とケア費用の構造



3) 日本と同じ住宅政策を持つ国の施設系／住宅系サービスの費用負担構造

デンマークやオランダのようにユニタリズムの住宅政策をもつ国では、家賃補助制度を高齢期の特別な住居に広く適用させることが容易で、それを前提に制度が構築されている。

同様な家賃補助制度を持たない日本ではこの仕組みの導入は財源的な観点からも実現性が乏しく、むしろ、日本と同じデュアリズムの住宅政策をもつ国における施設系サービスや住宅系サービスの費用負担の仕組みを理解することが有益と考える。以下では、カナダとオーストラリアの仕組みを、費用負担を中心に記述する。

①カナダ

転換点は2001年である。それ以前は、自宅での継続居住が困難になると24時間の施設ケア (Residential Care) しか選択肢がなかった。入居待機リストの長期化、24時間ケアの過剰性、高コスト化などが問題視され、2001年、ケア付き住宅 (Assisted Living) の整